

清末驛傳の一資料

日 比 野 丈 夫

大分まえに買い集めておいた反故のなかに、一枚の印封とそれに附随した排單とがあった。かつて人文地理學會の例會（昭和三八年二月）で、これを示して清代における官文書送達の実際につき話したことがあるが、記憶の消失しないうちに書きとどめておこうとおもう。

一

清代、官文書を遞送するには一定の法則があつて、その種類に應じ、歩役によつて舖遞させるものと、騎馬によつて驛遞させるものとの別があつた。これがため、全國にまなく郵舖と驛站とが設置されていたのである。

光緒の「大清會典」（卷五一兵部）によると、官文書を驛遞するには三つの方式があつた。その一つは、總督、巡撫、

布政使、按察使あるいは將軍、都統、提督、總兵など、地方駐在の文武大官が直接天子に奏上したり、また中央政府から天子の旨を受けてかれらに機密書類を交付したりするばあいには、特定の文書箱を用いるもので、これを報匣と稱し、各自に専用の鍵がわたされていた。その二は、これらの地方大官がまだ報匣を下賜されていないばあいの方式で、夾板と稱する一定の大きさの板二枚の間に上奏文をはさみ、紙で封じたうえ官印をおし、さらに外から黄色の綾で包んだものである。中央から緊急文書をかれらに交付するのにも、やはりこの方式によつた。その三は、緊急書類を地方官廳から中央へさし出したり、地方官廳間で互いにやりとりするときに、印封という棉紙の裏うちをした封筒を用いる。これも大きさや様式がきまつていて、書類を入

れ封をした上から官印をおすのである。

そうして遞送を確實に行ない遅延を防ぐために、火票または排單というものを添附する制度が定められていた。火票とは中央から地方に文書を送るばあいに限り、郵驛を管轄する兵部から出すもので、途中の各驛では文書とともに受けとり、これに到着時刻など必要事項を記入してつぎつぎにわたして行く。これに對して、排單とは地方から中央へ、あるいは地方の間で互いに文書を出すばあいに、初めから貼付しておく、途中の各驛でそれに必要事項を記入させるのである。火票は文書を受けとった官廳から、すぐ兵部に返送しなければならないが、排單は最後に到達した官廳に保存して、のちに問題が生じたときの證據とした。



印封の表 上下35cm,
左右21cm

官文書を驛遞するさいの程限は、ふつう一日三百里である。緊急のものは四百里から六百里まで許されるが、いざればあいにもそれを火票または排單の上に明記しなければならぬ。途中の驛ではその遅速の程度に従って、遞送を行なう。このさい火票や排單に文書が到着した日時、場所を記入するのはもちろん、驛の原簿にもその日時と、どの役所からの文書であるかということ記録しておくのである。

二

ここに示した封印は、表には大字で五行にわたり、つぎのように印刷してある。

内封緊急

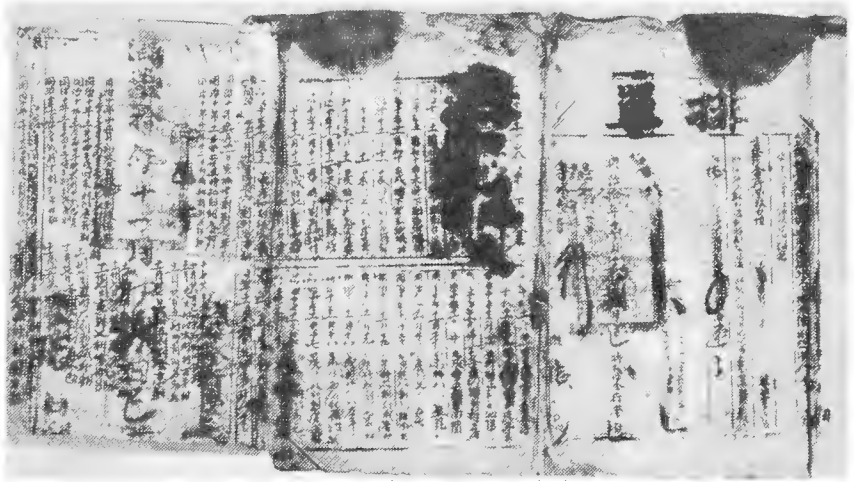
公文仰沿途駙馬毋分雨夜飛遞

告投

毋得遲延擦損致干查究不貸

臨投不去外□

このうち第二行目の駙馬と第五行目の不の三字は、もともと空白のところ墨で填書したもの。第一行の上部には、



左は印封の裏 その向って右端に排單が貼布してある 排單は中央で折って印封を包む役目をもする 上下38cm, 左右48cm

「欽命提督軍門總統卓勝馬步全軍鏗僧額巴圖魯金」という墨印をおし、中央の「告投」の上には、「欽加布政使銜總理安徽征防各軍行營糧台候補道陸門」と墨書する。前者が発信人、後者が宛名人であることはいうまでもない。第五行目の上部に「飛速」とあるのは、発信人が朱書したものである。

裏には四行に

自柴金行營發

丙乙件

同治拾年十一月初捌日巳時

限陸日繳

とあり、柴金行營、乙、拾、十一の諸字は墨書、初捌、巳、陸の四字は朱書する。

従って、これは軍事緊急のさいにおける重要文書を、一日六百里の最大程限をもって遞送したときに用いたものであることがわかる。卓勝軍というのは湘軍から分かれたもので、太平天國の殘黨や捻匪の討伐に功績を立て、同治十年のころは、おりから西北方面の軍隊に對する糧餉輸送路を維持するため、後套地方に駐屯していたのである。「同治

實錄」(卷三二一)によると、同治十年五月辛丑の條、軍機大臣に對する上諭の中に、烏喇特旗の境内に竄入した回匪を掃蕩すべく、纏金に駐屯している卓勝營に出動させるよう、左宗棠らに急報せよとみえる。ついで七月丙申の條(卷三二五)の上諭には、提督金運昌が賊匪討伐に非常な戦果をあげたということだから、卓勝營の殊勳者の名を報告させるようにとある。ここにおいて、卓勝軍をひきいていたのは提督の金運昌であつて、さきあげた印封にみえる發信人の金こそ、この人にはかならないことが明らかになつた。

金運昌は「清史稿」(列傳卷二四二)に列傳がある。安徽の盱眙縣の人で幼少にして孤兒となり、太平天國の戰爭中、總兵郭寶昌というものの母曹氏に養なわれて郭姓を稱した。長ずるにおよび郭寶昌に従つて太平天國や捻匪の討伐を行ない、守備から遊撃に進むとともに、河防の功によつて勉勇巴圖魯の號を賜つた。その後さらに畿南の賊を平定して總兵に拔擢され、鏗僧額巴圖魯の號を賜つたが、西捻が平定したとき提督に進み、もとの金姓を稱するようになつたといふ。同治七年後半のことである。

この金運昌の義兄ともいふべき郭寶昌も、やはり「清史稿」(列傳卷二一五)に列傳があつて、つぎのようにみえる。安徽の鳳陽の人で、臨淮軍に投じてしばしば功を立てたが、のち陳國瑞の楚勝軍に改屬された。咸豐十一年から陳國瑞に従い江蘇、安徽に轉戦して、捻匪討伐に勇名を馳せ、同治二年には記名總兵に進み、提督銜を加えられた。その翌年、陳國瑞は僧格林沁の命を受けて湖北の捻匪討伐の應援に行くが、期限に遅れたため處罰され、その部隊の一部は郭寶昌に屬することとなる。ここに卓勝軍が成立した。以後、卓勝軍は安徽の兵士を募集したので、淮軍の中に數えられる。ちなみに陳國瑞の列傳も「清史稿」(列傳卷二一五)にのつてゐる。

さて、郭寶昌は同治四年から僧格林沁に従つて湖北、河南に戦い、功によつて記名提督となつたが、山東の曹州で僧格林沁が戦死したとき、これを救護できなかった責任を問われ、革職のうえ新疆に遣戍された。しかし、五年には曾國藩らの奏請によつて發遣を免除され、留營効力の身となつて、翌年から陝西の回匪討伐に従事する。やがて、功によつて原官に復し、綏德州を奪回した功をもつて、安徽

壽春鎮總兵を授けられた。七年には畿輔に侵入した捻匪の討伐に急行し、これを追って河南に轉じたが、賊に不意を襲われ重傷を受けた。ついで、左宗棠に従って陝西の回匪掃蕩を命ぜられ、八年、傷が癒えるとともに任に赴くことになる。やがて回匪が東に向うと、山西に轉じて黄河の防備にあたり、翌年には河西に討って出てその地の土匪を平定した。十年に入って初めて壽春鎮に赴任したのであって、その任にあること前後三十年にわたったとある。

一方、金運昌はどうしていたかという点、同治七年、郭寶昌が傷の療養のため休暇を與えられると、その間、代つて軍を指揮することを命ぜられ、山東の捻匪討伐に従事した。翌年にはいったんよくなっていた郭寶昌の傷がまた悪化したので、金運昌は再び卓勝軍をひきいて綏徳地方から西へ定邊營、花馬池まで前進したらしい。「同治實録」(卷二六八)、同治八年十月壬寅の上諭によると、もはや郭寶昌は傷も癒えたであろうから、山西に赴き賊が黄河を渡ってくるのを防禦させるよう、左宗棠に指示せよとある。左宗棠はこれに對し、郭寶昌は勇猛であるが、紀律に缺け、金運昌は樸實であるが英銳の氣に乏しいとおのおのの特徴を

あげ、この兩人相協力して回匪の討伐に當らせればもつとも適當であると奏上したが、許されなかつた(左文襄公奏稿卷三三、郭寶昌可否無庸折回山西片)。金運昌はそのうち湘軍と提携して陝西の北部で回匪と戦い、同治九年には一時孤立して食糧不足に陥つたこともある。しかし、翌十年には寧夏方面も鎮定され、その年の四、五月の交には纏金に移駐したのであつた。

纏金とは後套部の西方、今日の內蒙古自治區の臨河縣の地にあたるようである。ここは陝西の北部に回匪が反亂を起こしていろいろ、征討軍に對して内地から糧餉を輸送する要衝であつた。同治十年にはロシアとの間に伊犁事件がおこつたので輸送事務はますます頻繁となり、また陝西から潰走した回匪が烏喇特旗に逃げこむようなこともあつて、いろいろの必要から卓勝軍は纏金に駐屯することになつたものとみえる。

もとにもどつて印封をみると、表には右下と左上に大きな朱印があつて、「總統西征捻逆記名提督安徽壽春鎮總兵之關防」と讀まれる。この印は裏にも一箇所、排單を貼つけたところと排單の上にも各一箇所おされている。さき

に記したように壽春鎮總兵であったのは郭寶昌であるが、この關防印を金運昌が用いているのは義兄に代って卓勝軍をひきいていたからである。

三

つぎに排單の最初の行にはやはり「欽命提督軍門統領卓勝營馬步全軍鏗僧額巴圖魯」の墨印、その下には墨書で「金」と記す。その下から次行にかけて「爲緊急公務事照得本軍門發遞」、第三行目から五行目には、「安徽征防各軍行營糧台陸 公文壹角事關緊要仰沿途經過州縣驛站官吏查照所開角件數目遞到時刻按站逐一註明刻即選派的役馬夫貳名星馳飛送限日行陸百里按站投遞不得片刻遲誤須至排單者」とある。このうち「安徽征防各軍行營糧台陸」は墨書、日行陸百里の「陸」は朱書、他は印刷で、最後にまた「速行」と朱書している。

さらに「右牌仰經過沿途州縣驛站准此」と印刷し、「同治拾年十一月初捌日巳時自柴金行營發」とある。拾、十一、柴金行營の各字は墨書、初捌、巳の三字は朱書する。最後に「提督軍門」の大字墨印、その下に行と朱書し、左

下隅に「限陸日繳」と印刷し、陸の字だけ朱書してある。公文を受けとった驛々ではつぎのように、年月日時刻と驛名とを記入する。

同治十年十一月初八日申時下刻到天吉泰驛	
同治十年十一月初八日亥時下刻到曹喜元驛	
同治十年十一月初九日申時	到阜恒興驛
同治十年十一月初十日子時	到達賴淖爾驛
同治十年十一月初十日卯時下刻到大余太驛	
同治十年十一月初十日巳時下刻到台梁驛	
同治十年十一月初十日未時下刻到河隴驛	
同治十年十一月初十日戌時下刻到沙湫驛	
同治十年十一月十一日辰時下刻到包頭驛	
同治十年十一月十一日未時下刻到薩拉齊驛	
同治十年十一月十一日亥時下刻到討速驛驛	
同治十年十一月十二日未時末刻到歸化驛	
同治十年十一月十二日申時末刻到什拉烏素驛	
同治十年十一月十二日戌時七刻到和林驛	
同治十年十一月十三日午時七刻到右玉驛	
同治、年、月、日、時、刻到、驛の各字は印刷である。	

以下、右玉よりのちは、平魯縣、朔平府、代州、忻州、太原府、徐溝縣、沁州、襄垣縣、屯留縣、高平縣、澤州府等、山西省各地の驛をへて河南省に入る。それから懷慶府、武陟縣、鄭州、開封府、杞縣、睢州、歸德府、夏邑縣、永城縣、安徽省に入つて宿州の各驛を通過して安慶府に達する。排單の記入欄に餘白がなくなつたあとは、印封の裏の空白のところに適宜記入している。最後に「同治十年十二月初貳日酉時未到練潭驛」とあるが、これは安慶府懷寧縣の一つ前の驛である。

宛名人の陸某は陸迺普のことであろう。光緒「安徽通志」巻頭の重修職名の欄、協理の條に、「布政使銜前署安徽安慮滌和兵備道即補道」とあり、同じく(卷三五)文職表の同治九年の條に、「震澤人、監生、署安慮滌和兵備道」とみえる人である。この人は同治十年のころは安徽征防各軍行營糧臺として、安慶にいたに相違ない。

さて、この公文は日行六百里、日限六日と排單に明記されているにもかかわらず、十一月八日に柴金の行營を出てから十二月二日に安慶につくまで二十四日を要している。ことに合點がいかなぬのは、十一月十三日に平魯驛について

から十六日に朔州の井坪驛につくまで二日の空白があること、二十八日に宿州の本店驛についてから十二月二日に懷寧縣の練潭驛につくまで三日の空白があることである。前者の平魯、井坪間は一驛の距離であるから、この公文は平魯で三日ほど停滞していたものとみなければならぬ。後者の本店、練潭間は安徽省を縦斷する相當の距離であるから、その三日間まったく記入が缺けているのは、途中の驛でこれを怠つたとしか考えられないであろう。その他、毎日の行程はまちまちで、とうてい一日六百里の程限通り遞送された形迹はないのであつて、清末の驛制がすこぶる亂れていたことをものがたっている。太平天國に續いて頻發した内亂の影響であることはいうまでもあるまい。

さて、この公文は柴金というところから發せられているが、その發音からいって纏金と同一地をさすに相違ない。いったい纏金から歸化城方面への驛站は、同治九年に新設されたものであつた。「欽定平定陝甘新疆回匪方略」(卷二二) 同治九年六月一日の條、綏遠將軍定安の奏文によればつぎのようにみえる。陝西の北部で回匪討伐に従事している軍隊に糧食、彈藥を補給するのに、歸(化城)綏(遠)

經由に改められてから、和人格爾、歸化城、薩拉齊三廳ではにわかに過重した負擔にたえきれなくなった。もともと歸綏と寧夏、靈州間は官塘驛路ではなく、ことに薩拉齊は管轄區域が廣い。寧夏方面（當時は甘肅所屬）は戰亂中なので、山西省（薩拉齊は山西所屬）だけではなく甘肅省に入つてからの輸送をも受けもたねばならぬ。薩拉齊所屬の包頭以西、黄河以北の輸送路は烏喇特三公旗の遊牧地であるが、現在は賊匪の掠奪を受けて貧困の極にある。従つて、輸送路を維持するため、包頭から西、沙金括海にいたるまでの間に車馬局を設けたい。薩拉齊廳が輸送を分擔する區域はまず臺梁までとし、それから西は山西、陝西、甘肅三省でのおの車馬總局を設け、その分擔を三分すればよいであろう。第一段は臺梁に山西總局、第二段は纏金に陝西總局、第三段は磴口に甘肅總局をおき、三省から人員を派して處理させよう、とある。

その結果、定安の上奏は裁可され、以上の三地に車馬局を立て、その間に驛站を設けて軍需品と公文書の遞送を行なわせた。さきの排單に記された纏金（柴金）以東の驛名がすなわちその一部にあたるのである。歸化城から東南の

驛名は光緒の「大清會典事例」（卷六五五〜六）にも逐一記されているが、歸化城から以西については他に適當な資料を缺いていた。その意味で、この排單はその驛名がわかるばかりでなく、實際にそれを通じて公文書の遞送が行われていたことを示す興味深い資料であると思う。

四

現在の地圖にこの驛路をあてはめてみると纏金は臨河縣、大余太は民國時代の安北設置局で、後套部を黄河の北にそつて走る自動車路に一致し、これにほとんど平行して今日では鐵道が通じている。いまの五原縣のもとになった隆興長は當時まだあらわれず、この驛路にもそつていなかったのである。そのころに比べると、今日この地方の地形はずいぶん變つた。いうまでもなく、そののち後套の水利用發が盛んに行なわれ、新しい渠道がうがたれたからである。

纏金はまた蟬井とも書かれたようである。これには、むかしこの地方にきた漢人の農民が井戸を掘ったところ、水の中から緑色の蝦蟇があらわれた。かれらは蝦蟇のことを蟬

といったので、その地を蟬井と名づけたという傳説がある。もちろん眞偽のほどはわからないが、蟬井も纏金も同じ發音で、後者の方が廣く行なわれた。柴金もまえにいったように、この地をさしたものに相違ない。このあたりを中心として灌漑渠が開かれると、それも纏金渠と名づけられた。民國以後、永濟渠と改められたものである。今日の臨河縣城がはたして當時の纏金に一致するかどうかは疑問であるが、ほぼ近いところとみて誤りないであろう。いたい今日の縣城はもと強油房といったところで、民國になつて初め臨河設治局がおかれ、のち縣に昇格したのである。清末いらい、この地方は地名の變動も激しかったらしく、地圖にも纏金という地名はみられず、それから東にあつたはずの驛名も、天吉泰がかるうじて残っているほか、曹喜元、阜恒興などは全くさがし出すことができない。

もともと後套部は古くから水利施設がよければ、黄河上流ではまれにみる農産の豊かな土地であった。ここは蒙古地帯であるが、清朝では漢人がわりあい早くから移住し、小規模ながら黄河の水を引いて灌漑を行なっていた。漢人によると後套部の開墾は西方から始まつたようであり、纏金渠

も、その開墾はすでに道光五年までさかのぼるといわれる。民國「臨河縣志」（卷中）などをみると陝西の回匪討伐が一段落を告げたので、金運昌の軍は纏金に駐屯し、そこで食糧を現地徴發して休養をとつた。そのため、この地方は掠奪同様の被害を受けて疲弊したと記している。卓勝軍は従前から糧餉の不足に悩んでいたのであつて、金運昌が糧臺の陸迺普に緊急文書を送つたのも、おそらくその補給を督促したのであらうと思う。

卓勝軍はまもなく纏金を離れて包頭に移駐するが、後套の積極的な開發が進むのは、むしろそののちのことである。兵士が安徽の出身者で水利灌漑に經驗のあつたこともこれを促進するに役立つたであらう。光緒に入るとかの王同春の活躍が始まり、かれによつて開かれた義和渠が完成するとともに、その沿岸の隆興長は後套部の中心となり、ついに五原縣が設置されるようになったのである。

附記 清代の驛遞制度を全般に研究しようとして、排單と比較するため青山定雄氏にお願いして御所藏の兵部火票、將軍火票等を寫眞にとつていただいたことがある。今回はこれを利用することができなかったが、將來必ずその機會あることを豫告して御禮のことばに代える。